

短期入所施設第二白水荘 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東根福祉会が開設する短期入所施設第二白水荘(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護職員等が利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|---------|---------------------|
| (1) 名 称 | 短期入所施設第二白水荘 |
| (2) 所在地 | 山形県東根市大字蟹沢 897 番地 1 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、必要によって定数を超えた職員及び臨時職員を置くことができる。

- | | |
|---|----------------------|
| (1) 施設長 | 1 名 (特別養護老人ホームと兼務) |
| 施設長は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| (2) 医 師 | 1 名以上 (特別養護老人ホームと兼務) |
| 利用者の診療と健康管理及び保険衛生の指導を行う。 | |
| (3) 生活相談員 | 1 名以上 |
| 生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービス提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。 | |
| (4) 看護師 | 1 名以上 |
| 看護師は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握し、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。 | |
| (5) 介護員 | 7 名以上 (常勤換算) |
| 介護員は、短期入所介護の提供にあたり利用者の心身の状態を明確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。 | |

- (6) 管理栄養士 1 名以上 (特別養護老人ホームと兼務)

管理栄養士は、食事の提供にあたり利用者の食事形態を明確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。また、そのための調理委託業者との調整を行う。

- (7) 機能訓練指導員 1 名以上 (特別養護老人ホームと兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は、20名とする。(空床利用の場合あり)

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- (2) 指定短期入所生活介護事業者(以下「事業者」という。)は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭しなければならない。
- (3) 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- (4) 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- (5) 事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 本事業サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合に利用者が負担する額は、その1割又は2割、もしくは3割の額とする。また、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食費及び滞在費

食費(1食あたり) 朝420円 昼830円(おやつ代込) タ490円

滞在費(1日あたり) 915円

(但し、特定負担限度額認定を受けたものは、その額を限度とする)

- (2) 次条に定める通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

送迎距離 7km以上10km未満1回につき 片道500円

送迎距離 10km以上1回につき 片道800円

- (3) 理容・美容代 実費

- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用にあつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 実費

2 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名し、押印するものとする。

3 利用料の支払いは、現金又は銀行口座自動引落により、指定期日までに受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、下記の区域とする。

東根市 村山市

(サービス利用に当たっての留意事項等)

第9条 来訪者は、面会時間を厳守し、備付の面会簿に記入してからご面会ください。

2 騒音等他の利用者の迷惑になる行為をしない。

3 健康増進法により、敷地内禁煙とする。

(サービス提供記録の記載)

第10条 指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所は、短期入所施設サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、主治医或いは協力医療機関の協力を得て緊急時等における対応方法に速やかに対応することとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する短期入所施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、短期入所生活介護において使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 事業所は、短期入所生活介護において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症及び食中毒が発生し、又はまん延の防止の為の対策を検討する

- 委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 事業所は、短期入所施設サービス提供中の事故の発生又はその際は再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、短期入所施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、居宅支援事業者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。

(身体拘束等)

第16条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 2 事業所は、前項の身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果

について従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第18条 提供した指定短期入所生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情を処理するための体制を確立する。

(損害賠償)

第19条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修機会を確保しなければならない。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 前項については、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成14年9月27日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年12月8日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年10月5日から施行し、平成17年10月1日より適用する。

附 則 この規程は、平成27年12月17日から施行し、平成27年8月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和元年10月1日から施行し、第7条1項に規定する3割負担は、平成30年8月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和2年3月12日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年6月4日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和3年6月3日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年6月2日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年3月9日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年6月6日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和6年9月12日から施行し、令和6年8月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。